

令和六年厚生労働省令第七号

社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療
確保措置関係業務に係る業務方法書に記載
すべき事項を定める省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六
条の二十六第二項の規定に基づき、社会保険診療
報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に
係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令を
次のように定める。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律（以下「法」という。）第三十六
条の二十六第二項の業務方法書に記載すべき事
項は、次に掲げるものとする。

一 法第三十六条の二十五第一項第一号の規定に
よる流行初期医療確保拠出金等（法第三十六条
の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出
金等をいう。）の徴収に関する事項

二 法第三十六条の二十五第二項第二号の規定に
よる流行初期医療確保交付金（法第三十六条の
十三第一項に規定する流行初期医療確保交付金
をいう。）の交付に関する事項

三 法第三十六条の二十五第一項第三号の規定に
よる流行初期医療確保措置に係る事務に関する
事項

四 その他社会保険診療報酬支払基金の流行初期
医療確保措置関係業務（法第三十六条の二十五
第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業
務をいう。）に関し必要な事項

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行す
る。